

## チーム・まちスタ 第16回会議次第

日時:平成24年1月18日(水)午後6時30分

場所:庄内町役場西庁舎 第二会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ ~18:35

### 3 協 議

#### (1) 「最終報告書案について」 資料1、2

##### 全 体 会

- ① 検討結果報告書案の内容をまとめます。資料1
- ② 住民投票制度の取り扱いについてまとめます。資料2

#### (2) その他 20:20~20:30

##### ● 最終報告書の取り扱いについて

- ・ 検討結果報告書を改めて整理し、斎藤会長から町長に提出します。
- ・ 町長あて提出する検討結果報告書は、委員各位に送付します。

##### ● 最終報告書提出後のスケジュールについて 資料3

### 4 そ の 他

##### ● 懇親会の開催について

### 5 閉 会 20:30

## チーム・まちスタ 第16回会議 内容録

○ 日 時：平成24年1月18日（水） 午後6時30分～午後9時

○ 場 所：庄内町役場西庁舎 2階 「第二会議室」

○ 出席者

・メンバー

A班： 堀井 和彦 廣田 里佳 武田 一人 今井 真貴

B班： 梅木 均 石井 範子 安藤 一雄 我妻 則昭 齊藤 真奈美

C班： 齋藤 禎 鈴木 美智子 渡部菜穂子 疋田 大

計 13名 出席

・助言者

東北公益文科大学 講師 小地沢将之

・事務局

情報発信課長 長南和幸、政策推進係長 渡部桂一、主任 高田謙

\*\*\*\*\*

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) 「最終報告書案について」資料 1-1、1-2、2

(2) その他 資料 3

4 そ の 他

5 閉 会

1 開 会

【事務局 長南】

今日の出席委員は13名です。今回で最後となるチームまちスタ第16回会議を只今よりはじめます。会長から挨拶を頂き、引き続き進行をお願いします。

2 会長あいさつ

【齋藤禎会長】

こんばんは。まちスタにおける基本条例の検討も今日で最後です。今日は、この時期としては、天候も良く、道路状況も心配しなくていいようです。時間を有効に使って最終のまとめを行っていきたくと考えています。

前回会議の意見やこれまでの意見を踏まえ、条例案、最終報告書ともに、より良い内容にまとめあげられていますが、改めて皆さんからご意見をもらいたいと思います。また、懸案事項である住民投票制度については、最終報告書とは別に時間を取り結論を出していきたいと考えます。今日も全体会として、都度、小地沢先生から助言をもらいながら、会議を進めていきますので、よろしくをお願いします。

### 3 協 議

#### 【齋藤禎会長】

協議に入ります。はじめに条例案を含め最終報告書について検討を行い、その後に住民投票制度に絞り協議をします。

まず、資料 1-1 と 1-2 を用いて、最終報告書と条例案について検討します。はじめに小地沢先生から検討にあたっての視点を話していただいた上で、事務局から資料の説明をします。

#### 【助言者 小地沢】

振り返るとこれまで、視察研修や意見交換会を含め、20 回にわたり議論をしてきました。「町づくりの基本となる条例とは何か」を学び合い、まちの現状分析、目指すまちの姿を語り合うことからスタートし、今日資料として示されている条例案と報告書ができました。チーム・まちスタとしては、最後の検討となります。庄内町の目指す参画と協働、住民自治のあり方はどのようなものなのか、これまでの話し合いで得た合意点はどこだったのかといったことを考え巡らせながら、検討を進めていきましょう。

#### 【事務局 高田】

はじめに、資料 1-2 「基本条例案新旧対照表」を中心に条例案を説明し、その後に資料 1-1 「町づくりの基本となる条例に関する検討結果報告書」の内容を説明します。

[① 条例案について、変更箇所（「基本条例案の変更箇所の一覧」参照）を中心に説明。]

[② 資料 1-1 「町づくりの基本となる条例に関する検討結果報告書」を読み上げて説明]

#### 【齋藤禎会長】

これまでの議論内容を整理したものです。皆さんからご意見や質問をお願いします。

#### 【鈴木美智子委員】

第 15 条 多様な人材と地域資源の活用第 2 項「育みながら受け継ぎ」とあるが、「育む」ことで「受け継ぐ」ことにつながるので、表現が重複している感じを受ける。

#### 【安藤一雄委員】

第 7 条 地域活動の推進にも、同様に「受け継ぎ、育む」の表現がある。

#### 【石井範子委員】

「受け継ぐ」を「守る」とし、「守り育てる」ではどうか。

#### 【齋藤禎会長】

「育むこと」で、「受け継がれて」いくわけなので、第 7 条第 1 項と第 15 条第 2 項の「受け継ぐ育む」の箇所は、「守り育てる」といった観点で整理することとします。

#### 【廣田里佳委員】

第 15 条 多様な人材と地域資源の活用第 2 項について、旧の「自然環境や歴史及び文化等」の記載がなくなり「多様で特色のある」に変わったことで、「地域資源」が何を指すのかわかりづらくなったのではないか。

#### 【鈴木美智子委員】

旧の「自然環境や歴史及び文化等」の表現を活かすべきではないか。

#### 【事務局 高田】

「自然環境や歴史及び文化等」に加え、響ホールなど各施設の有効活用についても念頭に入れ、このような表現とした。

**【今井真貴委員】**

前文に地域資源にあたる具体的なものが示されているので、「多様で特色のある」で理解できると思う。「自然環境や歴史及び文化等」を加えることで、くどくなるような気がする。

**【石井範子委員】**

根本的な話になるが、「地域資源」という言葉自体を中学生などは理解できるのだろうか。

**【梅木均委員】**

条文だけをみると、わからない子どももいるかもしれないが、そこは解説書をうまく活用すればいいのではないか。子どもたちに「地域資源」を教えていくということも教育の観点から大切なことだと思う。

**【助言者 小地沢】**

「地域資源」をしっかりと認識できる人は、そう多くはないのではないか。庄内町の「地域資源」を多くの人に広報する取り組みが必要となってくる。一般的に地域資源とは、「歴史・文化」「名物・名産」「景観や見どころ」「響ホールといった利用価値のある施設等」「人材や人々の気質」「人材を活用した組織や制度」の大きく6つのカテゴリーに分けられる。条文にこのすべてを網羅することは難しいので、地域資源そのものを解説書でもう少し詳しい説明をすべきと考える。

**【齋藤禎会長】**

第15条第2項の「地域資源」については、解説書の説明をより詳しく記載し、内容を整理することとします。

**【鈴木美智子委員】**

第7条地域活動の推進第3項の条文「町は、地域活動の個性と自立性を尊重しつつ、地域活動の促進や地域の課題解決に必要な支援を行います。」だが、「地域活動」が2回、「地域」が3回使われているので、もう少し整理できないか。

**【事務局 高田】**

旧では「活動の促進や課題の解決」としていたが、それぞれ主語となる「地域」を修飾したほうが、より具体的に効果がイメージできる、と判断した。

**【齋藤禎会長】**

再度、表現方法を検討させていただき、整理することとします。

**【石井範子委員】**

第2条 条例の位置付けに、「一番のきまり」とあるが、「一番」という文言を用いることについてじっくりこない。ただし、この条例がまちづくりの最上位に位置するといったことは示すべきと考える。

**【事務局 長南】**

言われるとおり、わかりやすさを追求するとともに、まちづくりの最高規範という品格も兼ね備えたものにしないといけないと思う。

**【堀井和彦委員】**

「最高」「大切」といった用語に置き換えることで、一番の意味合いが通じるのではないか。

**【疋田大委員】【鈴木美智子委員】**

「最大限に尊重する」とあるので、「一番の」は他の用語に置き換えず、削除してもいいのでは

ないか。

【助言者 小地沢】

「大切なきまり」とすることで、みんなの理解が進んでいくように感じる。前文では、「まちづくりの基本となるきまり」としているのので、それを踏まえ、条文全体をどう組み立てていくかを頭に入れ、意見をお聞きしたい。

【疋田大委員】

「この条例は～～」が主語になっているが、「～～という条例です」で締めるとどうだろうか。

【鈴木美智子委員】【石井範子委員】

現行案を基本とし、「この条例は～～」を主語に条文を展開した方がいい。

【斎藤禎会長】

それでは、現行案を基本として、「最大限に尊重する一番のきまり」の部分を中心に、表現方法を検討させていただき、内容を整理することとします。

その他、資料1-1「町づくりの基本となる条例に関する検討結果報告書」の内容を含めて、全体を通してご意見等ないでしょうか。

(意見特になし)

それでは、今出された意見を踏まえまして、条文や「町づくりの基本となる条例に関する検討結果報告書」を整理させていただきます。なお、最終的には、会長一任とさせていただきたいがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、最終のまとめについては、会長一任とさせていただきます。

次に、懸案事項である「住民投票制度」の取り扱いについて協議を行います。はじめに事務局から資料2の説明をします。

【事務局 高田】

(前回会議で出された意見と小地沢先生の助言のポイントをまとめた「資料2」を説明)

【斎藤禎会長】

これまでの議論で、「住民投票制度」を基本条例に盛り込む方向で話になされてきた経過を踏まえ、地方自治法によった「住民投票制度」として、現行案に盛り込んでいる。改めて、皆さんの意見をお伺いし、最終的な対応を決めたいと考えている。

【安藤一雄委員】

参画と協働を進め、みんなで話し合いを進め妥協点を見出していくことが、まちづくりの原点であり、本来の姿だと認識する。「住民投票」を基本条例に置くことで、「住民投票」にばかり目が向けられるような気がする。庄内町の基本条例に「住民投票制度」が必要なのか疑問に思う。

【斎藤禎会長】

議会制間接民主主義を補完する制度として直接住民が賛否を表明できる「住民投票制度」が、地方自治法によって、認められている。「住民投票制度」を盛り込むことによって、様々な形の参画と協働の方法の選択肢を住民に示すことができる。基本条例に盛り込まなくとも、地方自治法による「住民投票」の実施は可能であるが、基本条例に盛り込むことで、この制度の存在を知らしめる効果があるのではないだろうか。

**【鈴木美智子委員】**

まちづくりをみんなで行っていかうとする条例なので、「住民」に限らずまちづくりに関わる「町民」全てを対象とした「町民投票」としたい。

**【梅木均委員】**

これからの時代、直接住民が賛否を表明できる「住民投票」は、避けて通れない時代になってくる。最終的な物事の決め方となる「住民投票制度」は、まちづくりの最高規範となる基本条例に当然盛り込むべきである。また、まちの方向の究極の選択をする際は、選挙権を持つ住民がその判断をすべきであり、まちづくりを進める住民の責任として認識を強めることにつながるのではないかな。

**【堀井和彦委員】**

参画と協働による話し合いで、みんなが納得して物事を決めることができればそれに越したことはないが、町民、町、町議会が話し合ってまとまらない場合、最後は住民が責任を持って判断する、ということの基本条例で明確に示すためにも、「住民投票制度」は盛り込むべき。

**【渡部菜穂子委員】**

地方自治法に基づいたものであり、基本条例に盛り込まなくとも実施は可能だとしても、「住民投票制度」の存在を知らしめるという観点で盛り込むべき。住民自体が、最終的に判断し責任を持つ、という位置付けを明確にすることで、参画と協働がより進んでいくもの考える。

**【疋田大委員】**

「住民投票制度」を盛り込むことで、考えを共有するため町民と町議員の結びつきが強まり、町議会や議員の行動に対する町民の意識が高まるなど、町議会の活動が活性化していく期待がある。町議会活動の活性化を念頭に盛り込むべきと考える。

**【廣田里佳委員】**

基本条例に「住民投票制度」を盛り込まなくとも、「住民投票」の実施は可能だとしても、基本条例に盛り込むことで「住民投票制度」の存在を広く知らしめることができると思うし、まちづくりに対し、町民、町、町議会ともに、それぞれの役割や連携に対し、より責任感を持たせることにつながるかと考え、盛り込みたい。

**【石井範子委員】**

東日本大震災を契機により感じたことだが、何か想定外のことが起こった際、町や町議会だけに任せるのではなく、住民が主体的に判断できる仕組みを担保できる「住民投票制度」は盛り込むべきと考える。

**【安藤一雄委員】**

参画と協働の最終手段として「住民投票」がおかれるが、その前段ですべき参画と協働抜きに、最終手段である「住民投票」のみに目を奪われかねない。本来、この条例は、町民、町、町議会と一緒に連携してまちづくりを進めることが主になるものであるし、「住民投票制度」は、まちづくりの仕方ではなく、単なる決定制度ではないだろうか。基本条例に盛り込まなくとも実施できるのだからこそ、参画と協働を進める基本条例にあえて盛り込む必要はない。また、「住民投票」が参画と協働なのか疑問がある。

**【今井真貴委員】**

参画と協働のまちづくりを進めていき、それでも解決しない事柄が生じた場合や、みんなの関心が充分高まったところで、「住民投票制度」を含めて、その決め方について議論し、その結果で基本条例の見直しを行うことで、庄内町らしさにもつながっていくのではないだろうか。

【渡部菜穂子委員】

住民投票は、過去の事例や全国の状況を見ても頻繁にあることではない。そういった状況になった際に行動にスムーズに移すことができるようするためにも、基本条例に盛り込むべきと思う。

【堀井和彦委員】

住民が町や町議会との対話を抜きにして、「住民投票」を用いるということではなく、「住民投票」という手法が選択肢としてある、ということを知らしめる効果を盛り込むことで狙いたい。

【石井範子委員】

現行案でいった場合、投票権を持つ人は、選挙権を持つ20歳以上の住民に限られてしまうのか、確認したい。

【事務局 高田】

今般の「住民投票制度」は、地方自治法に定められた「条例制定の請求権」に基づいたもの。選挙権を持つ20歳以上の住民の1/50以上の署名でもって町に「住民投票条例」制定の請求を行い、町はそれを受けて町議会に上程し、町議会が条例の制定について議決するという流れとなる。請求される「住民投票条例」の内容の一つとして、投票権の要件も定められることとなる。よって、「選挙権を持つ20歳以上の住民」以外の人は、請求権はないが、投票権を持つことについては制度上は可能である。

【鈴木美智子】

基本条例に盛り込まなくとも、地方自治法により、住民が「住民投票」の請求について権利を持っていることは間違いないので、社会情勢を見極めながら、見直しの際に、盛り込むべきかどうか改めて検討するということでもいいのではないかと。そういった趣旨を報告書に盛り込むことで次の見直しの際に活かせるのではないかと。

【斎藤禎会長】

5年ごとに見直しはするが、その時点で、何か問題となる物事が発生しているといったことがなければ、新たに盛り込むということは現実的ではないと感じるし、何かあったから盛り込むのではなく、前もって「住民投票制度」があるということを知らしめるといった観点が必要ではないかと。

【助言者小地沢】

これまでの議論で論点は明確になっている。一つは、「住民投票制度」を広報する効果を狙い盛り込むべきという考え方。もう一つは、「住民投票」のみに目が向かいがちになるので、参画と協働のまちづくりを目指す中では必要ない、という考え方。いずれもありうる考え方であり、どういった方々と意見交換しても、このような意見の集約状況になるのではないかと。

また、まちスタのこれまでの議論からみても、「町民主権の観点から、最終手段として住民投票という決定権があった方がいい」という意見と「だからこそ町民、町、町議会による議論を尽くすべき」という意見に分かれるだろう。

この論点で行くと、結論はなかなか出せないと思うので、別の視点でも考えてみてはどうか。盛り込む場合、住民以外の「町民」の役割は何があるだろうか、ということ。「住民投票制度」から漏れてしまう住民以外の「町民」は何ができるのかといったことを中心に考えてみてはどうか。

私としては、制度や行政に依存しすぎるのは、これまで皆さんが議論してきた参画と協働にそぐわないと感じている。最終手段となる「住民投票」までに、町民、町、町議会それぞれが何をすべきなのかをもう一度考えていただきたい。

**【斎藤禎会長】**

これまでも議論をしてきたわけだが、町民、町、町議会連携して進めるまちづくりにおいて、この「住民投票制度」は、町内に住所を有する「住民」と住民以外の「町民」に分けられるため、条例全体の整合性において密接に関係してくることは確かである。

**【堀井和彦委員】**

住民以外の町民は、賛同するものであれば、署名行動を一緒に行うことや署名活動の側面支援などが役割となってくるのではないか。

**【我妻則昭委員】**

「町民」に「住民」以外の多くの人たちを巻き込み参画と協働を進める、素晴らしい思いの詰まった基本条例なので、「住民投票制度」よりも全ての町民が参画と協働によって意見を反映できる仕組みを考えることが大切ではないだろうか。

**【武田一人委員】**

私は、「住民投票制度」は、この条例には必要ないと感じている。「制度」を知らしめるということとは大切なことではあるが、基本条例に盛り込むかどうかとは、観点が違うと思っている。

**【斎藤真奈美委員】**

まちづくりに関わる人や通勤、通学者など庄内町を思う気持ちは一緒であり、「町民」を別ける必要はないと思う。「住民投票」のこれまでの事例を考えると、実際、住民投票が行われることは現実的には可能性はかなり低いと思うし、今このタイミングで、基本条例に盛り込むことはないと思う。

**【梅木均委員】**

確かに基本条例は町民みんなでまちづくりをしていきたいと思います、という趣旨のもの。ただ、このまちの究極の選択を迫られた場合の最終決断は、この町に住む「住民」が決断すべきものと思っている。みんなの幸せを追求するこの基本条例に、最終決断である住民投票の記載がなくてもいいのか。私は当然あるべきと考えている。

**【安藤一雄委員】**

まちづくりは、結論を見出していくプロセスが大切なこと。参画と協働のまちづくりを本格的に進めていく庄内町には必要ないし、投票ですべてが決まるのなら参画と協働は必要ない、となる。

**【梅木均委員】**

「住民投票」に至るまでに、しっかりとした参画と協働のプロセスが必要だし、そのことが基本条例の柱であることに異論はない。ただし、それらを経てもなお、「住民投票」に辿りつかざるを得ない場合も出てくるのではないか。

**【疋田大委員】**

先ほど、町民と町議会の関わり、議会活動の活性化の観点で盛り込むべきと発言したが、基本条例のもとで、参画と協働のまちづくりが進められていく中で、町民と町議会の関係性を深められ、情報や認識を共有することで、「住民投票」によらずに課題の解決ができるのではないかと感じてきた。「住民投票制度」にはその意義は当然あるわけだが、「基本条例」とは切り離すべきと思う。

最終的に、住民投票制度を盛り込む、盛り込まないいずれにしても、報告書では、出された意見をしっかりと掲載してもらいたい。

**【安藤一雄委員】**

「住民投票」は、町民と町や町議会との間の対決手段であり、町民の武器である。これを基本条



例に盛り込むことで、対話重視の参画と協働が薄まってくるのではないかと危惧する。「住民投票制度」が庄内町の基本条例の趣旨に果たして合致するかどうか。私はそうではないと思っている。

【堀井和彦委員】

町民と町や町議会の間意見がどうしても合わない場合に、議論の場が保障されるといったことなど、最終決断ができる仕組みが盛り込むことができるのであれば、次の見直しの際に「住民投票制度」を外すということは考えられるのではないかと。

【斎藤禎会長】

基本条例に「住民投票制度」を盛り込むことが、町民が町や町議会と対決するということを意味しているものではない。あくまで住民自身の決定権を担保するというもの。

【鈴木美智子委員】

庄内町において、これまで住民投票が行われた事例はあるのか。

【斎藤禎会長】

旧余目町において、昭和の合併の際に、十六合地区の桑田、千本杉の2集落が旧立川町に編入することについて、住民投票が実施されたと記憶している。また、平成の大合併の際は、平成16年に旧余目町で合併の賛否を問う住民投票条例が議会に上程され、結果否決されたという事例がある。

皆さんからの意見は出尽くしたと思います。最終報告書にどういった形で盛り込んでいくかについて、私に一任させていただきたいが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、住民投票制度の取り扱いについては、会長一任とさせていただきます。

次に協議（2）その他「最終報告書の取り扱いについて」と「最終報告書提出後のスケジュールについて」事務局から説明します。

【事務局 高田】

一点目、最終報告書の取り扱いについてです。今日出された皆さんの意見を踏まえ、また、住民投票制度については、盛り込むかどうか会長の判断を受けた上で、検討結果報告書を改めて整理した上で、日程調整後、会長から町長に提出します。町長あて提出する検討結果報告書は、後日、委員各位に送付させていただきます。

二点目、最終報告書提出後のスケジュールについてです。資料3をご覧ください。

〔資料3に基づき説明〕

チーム・まちスタからの報告を受け、町として条例案を固めていく中で、場合によっては、条例案の内容が変わってくることもありうることをご了解ください。

【斎藤禎会長】

皆さんから意見や質問ありますか。

【渡部菜穂子委員】

パブリックコメントについて、どのくらい意見がくるものなのか。

【事務局 長南】

町の総合計画をはじめ、環境基本計画や食育推進計画などといった町の施策の基本になる計画などは必ずパブリックコメントをすることとなっている。具体的には、町のHPへの掲載や学区地区公民館、庁舎などの施設に計画書を備え付けている。計画ごとで意見の件数は違ってくるが、多いものでも数件というのが実情。

**【渡部菜穂子委員】**

せっかくここまでみんなでまとめてきたものなので、多くの人から意見を出してもらいたいし、そのためには、興味をそそられるようなPRを広報など使いながら、広めてもらいたい。私たちまちスタメンバーも、声かけなどしていきたい。

**【事務局 長南】**

パブコメ実施にあたっては、基本条例の特集記事など検討しながら、多くの人目に留まるものとしていきたい。

**【石井範子委員】**

パブリックコメントの期間は約1カ月とあるが、途中経過などは公表していくものなのか。

**【事務局 長南】**

期間中に出される様々な意見を総合的に整理する必要があるので、途中経過等は公表していない。

**【斎藤禎会長】**

その他皆さんからご意見、質問ありませんか。

(特になし)

足掛け3年長期間にわたり、皆さんから検討をいただいた基本条例案は、私が一任された部分を除けば完成しました。まちスタの皆さんからの大きなご協力に感謝申し上げます。

これでチーム・まちスタ第16回会議並びにチーム・まちスタの検討をすべて終わらせていただきます。大変ご苦労さまでした。

## 基本条例案の変更箇所の一覧

### ◆ 条文の見出し等の変更点

	条例案の変更内容
1	旧第 15 条「多様な人材の活用」と第 16 条「地域資源の活用」を統合し第 15 条「多様な人材と地域資源の活用」に変更しています。[条文内容に合わせる]
2	上記により、以下条数が 1 つずつ繰り上がります。
3	旧第 20 条「町及び町議会への参画と協働」を第 19 条「参画と協働の推進」に変更しています。[条文内容に合わせる]
4	旧第 5 章章題と第 24 条見出しの「条例の見直し」を第 5 章章題、第 23 条それぞれ、「条例の検証と見直し」に変更しています。[条文内容に合わせる]
5	旧第 6 章「委任」、第 25 条「委任」を削除しています。 参考：:東北+新潟県 29 団体内 15 団体、県内 6 団体内 5 団体が委任条項なし

### ◆ 内容、構成の変更等

	条例案の変更内容
1	「前文」の第 1 段落目に、合併で庄内町が誕生したことを盛り込み、以降段落ごとに、趣旨を明確にし、これまでの議論を活かしながら、全体を整理しています。
2	旧第 4 条「定義」第 2 号「町民」ハとイの内容を整理し、ハにまとめています
3	◆ 第 5 条「町民の基本姿勢と役割」の内容を変更しています。 ① 旧第 5 条第 1 項の内容を、旧第 17 条（新第 16 条第 1 項）に組み入れ、旧第 5 条第 1 項を削除 ② 旧第 5 条第 2 項を新第 5 条第 1 項に繰り上げ ③ 旧第 15 条「多様な人材の活用」第 2 項の条文を新第 5 条第 2 項に移行 ◆ 第 6 条 事業者の役割の内容を変更しています。 ① 旧第 6 条第 1 項を削除し、旧第 2 項を新第 1 項に繰り上げ ※ 旧第 5 条「町民の基本姿勢と役割」第 1 項、旧第 6 条「事業者の役割」第 1 項、旧第 15 条「多様な人材の活用」第 2 項、旧第 17 条「参画と協働の基本」第 1 項の内容を整理しました。
4	新第 23 条「条例の検証と見直し」に「5 年を超えない期間ごとに」と明記しています。 ※ 町は、この条例にそったまちづくりがなされているか、継続的に、検証を行っていきます。この条例において、「参画と協働」による検証の期間を 5 年としたのは、基本条例という性格上、一定の期間を区切り、様々なデータ等の積み上げにより行うことで、検証作業がより効果的にスムーズに進むと考えられることからです。 ※ 上記の検証結果により、必要があれば見直しを行うことを明確にしています。 ※ 検証や見直しの条項をおく自治体の全国的な状況は、4 年又は 5 年の期間としている自治体がほとんどであり、4 年又は 5 年としている自治体数の割合は同程度です。 ※ まちづくりの具体的な計画である「町の総合計画」が、5 年ごとの見直しを行っていることと整合を図り、「5 年を超えない期間ごと」としています。
5	上記のほか、条文全体を整理しなおし、文章、文言など理解しやすい表現にしています。（変更部分には、下線を引いています。）